

(作成日：平成 21 年 3 月 24 日)  
(最終更新日：令和 6 年 3 月 26 日)

## オーストラリア向け輸出水産食品及び輸出養殖等用飼料の取扱要綱

### 1 目的

この要綱は、オーストラリア向け輸出水産食品及び輸出養殖等用飼料について、農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律施行規則（令和 2 年財務省・厚生労働省・農林水産省令第 1 号）第 20 条に基づく適合施設の認定及び第 21 条に基づく定期的な確認に関する手続を定めるものである。

### 2 定義

本要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) オーストラリア向け輸出水産食品：我が国からオーストラリアに輸出される別添 1－1 に掲げる食用の水産動物及びその加工品
- (2) オーストラリア向け輸出養殖等用飼料：我が国からオーストラリアへ輸出される別添 1－2 に掲げる養殖及び採捕（本要綱において「養殖等」という。）の用に供する水産動物及びその加工品（当該水産動物を漁獲する際に混獲され、当該水産動物と混在した状態で我が国からオーストラリアへ輸出される頭足動物を含む。）
- (3) 特定魚種：別添 2 に掲げるオーストラリアの定める魚種
- (4) 非特定魚種：別添 1－1 又は別添 1－2 に掲げる水産動物のうち、別添 2 に掲げる魚種以外のもの
- (5) 「consumer ready」製品：オーストラリアの定める別添 3 に掲げる製品
- (6) 認定施設：オーストラリア向け輸出水産食品又はオーストラリア向け輸出養殖等用飼料を最終加工（未加工品にあつては、最終保管。本要綱において同じ。）する施設であつて、本要綱に基づき認定された施設
- (7) 認定施設責任者：認定施設において、本要綱の要件が遵守されていることに責任を負う個人又は法人
- (8) 輸出者：オーストラリア向け輸出水産食品又はオーストラリア向け輸出養殖等用飼料を輸出しようとする者
- (9) 畜水産安全管理課：農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課
- (10) 加工流通課：水産庁漁政部加工流通課
- (11) 証明書：オーストラリア向け輸出水産食品又はオーストラリア向け輸出養

#### 殖等用飼料のための衛生証明書

- (12) 証明書発行機関：農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律（令和元年法律第 57 号）に基づく登録認定機関
- (13) 食品監視安全課：厚生労働省健康・生活衛生局食品監視安全課
- (14) 都道府県等衛生部局：都道府県、保健所設置市又は特別区における衛生主管部局

### 3 証明書の発行対象

- (1) 証明書の発行対象となるオーストラリア向け輸出水産食品は、次のいずれかのものであるとする。

ア サケ科（アユ科を含む。本要綱において同じ。）以外のものであって、「consumer ready」製品を除く次の①又は②のもの

- ① 別添 2 に掲げるもの
- ② 非特定魚種

イ サケ科のものであって、①及び②かつ③～⑥のいずれかの要件を満たしているもの

- ① 別添 1－3 に掲げるサケ科魚種に由来すること
- ② 製品は、箱の重量によらず、プラスチック製のスリーブ、パウチ又はその他包材で個々に包装されていること
- ③ 卵製品にあつては、全ての異物を除去するよう確実に洗浄され、30 分以上、中心温度 65℃以上で加熱されていること
- ④ フィレ製品にあつては、30 分以上、中心温度 65℃以上で加熱されていること
- ⑤ 内臓を除いた頭付きのニジマス製品にあつては、40 分以上、中心温度 66℃以上で加熱されていること
- ⑥ 内臓を除いた頭付きのアユ製品にあつては、40 分以上、中心温度 66℃以上で加熱されていること

- (2) 証明書の発行対象となるオーストラリア向け輸出養殖等用飼料は、サケ科以外の天然魚（サケ科以外のものかつ天然魚）であつて、次のアからウまでに掲げるいずれかのものであるとする。

ア 特定魚種のうちイワシ属、サバ属及びニシン属のもの

イ 非特定魚種

ウ ア及びイの加工品（魚粉、ミール及びペレットを除く）

### 4 施設の認定手続等

## (1) 認定施設の要件

### ア オーストラリア向け輸出水産食品

次の①～③のいずれかの要件に適合すること。輸出水産食品が3(1)イに該当する場合は、④の要件にも適合すること。

- ① 食品衛生法（昭和22年法律第233号）第55条に基づく営業許可を有し、又は食品衛生法第57条に基づく営業届出を行っている施設
- ② 条例等による食品製造等の営業許可を有する又は営業に係る届出等を行っている施設
- ③ 食品衛生監視員による監視指導の結果、一定程度の衛生管理が実施されていることが食品衛生監視票等の書類で確認可能な施設
- ④ 3(1)イの③から⑥に定める加熱処理が可能な施設

### イ オーストラリア向け輸出養殖等用飼料

次の①～④のいずれかの要件に適合すること。

- ① 食品衛生法（昭和22年法律第233号）第55条に基づく営業許可を有し、又は食品衛生法第57条に基づく営業届出を行っている施設
- ② 条例等による食品製造等の営業許可を有する又は営業に係る届出等を行っている施設
- ③ 食品衛生監視員による監視指導の結果、一定程度の衛生管理が実施されていることが食品衛生監視票等の書類で確認可能な施設
- ④ 飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和28年法律第35号）第50条第1項又は同条第2項の規定に基づく届出が行われた施設

## (2) 施設認定手続

ア オーストラリア向け輸出水産食品の施設認定を受けようとする者は、別紙様式1-1の申請書及び(1)アの要件を確認するために必要な書類を添付し、証明書発行機関宛て提出すること。

イ オーストラリア向け輸出養殖等用飼料の施設認定を受けようとする者は、別紙様式1-2の申請書及び(1)イの要件を確認するために必要な書類を添付し、証明書発行機関宛て提出すること。

ウ 証明書発行機関は、ア又はイによる申請を受けたときは、提出のあった書類により(1)の要件に適合しているかどうか審査した後、問題がない施設については、証明書発行機関が認定番号を付して、別紙様式2の報告を加工流通課に提出すること。

エ 「認定番号」は、施設ごとにAUに続けて、上2桁は証明書発行機関認定番号、2桁目以降に当該施設の番号を0001から付すこと（例：AU〇〇0001）。また、当該施設が保管施設（「食品の冷凍又は冷蔵業」等）

の場合にはCS (Cold Storage facilities を意味するもの) を末尾に付す (例: AU〇〇0001CS)。加工施設の場合には末尾にアルファベットは付さない。

オ 加工流通課は、証明書発行機関による別紙様式2の報告の内容を確認の上、食品監視安全課、畜水産安全管理課及び証明書発行機関に当該施設を認定する旨を連絡する。連絡を受けた食品監視安全課は都道府県等衛生部に、証明書発行機関は施設認定申請者にそれぞれその旨を連絡する。

カ 加工流通課は、農林水産省のホームページ上で認定施設リストを公表する。公表時点をもって、当該施設を本要綱に基づき認定された施設として取り扱う。

### (3) 認定施設に関する認定事項の変更等

ア 認定施設責任者は、認定事項の変更があるときは、別紙様式3の申請書を、変更内容が確認できる書類を添付し、証明書発行機関に提出すること。

イ 認定施設責任者は、認定施設の認定の廃止を希望する場合は、別紙様式4の申請書を証明書発行機関に提出すること。

ウ 認定施設の変更・廃止の連絡及び公表は、(2)ウからカまでに準じて手続を行う。

### (4) 認定施設の定期確認

ア 都道府県等衛生部局は、(1)アの①～③又はイの①～③のいずれかにより認定を受けた管内の認定施設について、食品衛生法で規定する監視指導の際に営業の許可の取消し事由が存在する等の問題が認められたときは、食品監視安全課に報告することとし、当該報告を受けた食品監視安全課は、加工流通課に連絡を行う。

イ 認定施設責任者は、アの監視指導を受けたときは、その都度、証明書発行機関に内容を報告すること。

ウ 証明書発行機関は、イに基づき認定施設責任者から提出される監視指導内容の報告により、認定施設が(1)アの①～③又はイの①～③に規定するいずれかの要件に適合していることを確認し、当該内容等を加工流通課に連絡すること。

エ (1)イの④により認定を受けた認定施設については、証明書発行機関は、認定施設責任者から少なくとも年1回又は証明書の発行を申請する際に、届出書の写し等を提出させることにより、(1)イの④に規定する要件に適合していることを確認する。

### (5) 認定の取消し等

ア 畜水産安全管理課、加工流通課及び証明書発行機関は、以下のいずれかに該当した場合は、認定施設の取消しを行うことができる。

- ① (4)の定期確認の結果、(1)の要件に合致しなくなつたと認める場合において、認定施設責任者に対し、これを改善すべきことを求め、かつ、その求めによつてもなお改善されないとき。
  - ② 認定施設が不正な手続により認定されたものであることが判明したとき。
  - ③ 認定施設責任者と輸出者が同一である場合、その者が過去に不正な手続により証明書の交付を受けたことが判明したとき。
  - ④ その他相当の理由があると認めるとき。
- イ 認定の取消しの連絡及び公表は、(2)ウからカまでに準じて手続を行う。

## 5 証明書の発行

### (1) 証明書の発行要件

オーストラリア向け輸出水産食品の証明書の発行は、次に掲げるアからウまでのいずれにも該当するものに対して行うものとする。また、オーストラリア向け輸出養殖等用飼料の証明書の発行は、次に掲げるア、イ及びエのいずれにも該当するものに対して行うものとする。

ア 別添5に規定する検査を行い、別添5に掲げる検査基準を満たしているものであること。ただし、別添6に示す運用に基づく手続を実施している場合、証明書発行機関による輸出の都度の官能検査を省略することができる。

イ 関税法(昭和29年法律第61号)第2条第1項第4号に規定する「内国貨物」であること。

ウ オーストラリア向け輸出水産食品に係る施設及び魚種は、次に掲げる①及び②又は③を満たしているものであること。

① 4(1)のアの規定により認定された認定施設において最終加工又は最終保管されたものであること。

② 3(1)のアに該当する輸出水産食品にあつては、別紙様式7-1の「6. 動物衛生情報」のうち、6.1から6.8までの該当項目を満たしていること。

③ 3(1)のイに該当する輸出水産食品にあつては、別紙様式7-2の「6. 証明事項」の6.1から6.4までの全てを満たしていること。

エ オーストラリア向け輸出養殖等用飼料に係る施設及び魚種は、次に掲げる要件を満たしているものであること。

① 4(1)のイの規定により認定された認定施設において最終加工又は最終保管されたものであること。

- ② 頭足動物を含むオーストラリア向け輸出養殖等用飼料にあつては、別紙様式7-3の「6. 動物衛生情報」の6. 1から6. 8までの全てを満たしていること。
- ③ ②に該当しないオーストラリア向け輸出養殖等用飼料にあつては、別紙様式7-3の「6. 動物衛生情報」のうち6. 1から6. 5まで、6. 7及び6. 8の全てを満たしていること。

(2) 証明書の発行手続等

ア 輸出者は、輸出を行うごとに、オーストラリア向け輸出水産食品については別紙様式5-1又は5-2、オーストラリア向け輸出養殖等用飼料については別紙様式5-3の申請書に次の書類を添付して、証明書発行機関宛て申請を行う（③は申請時に提出できない場合には、証明書発行日までに証明書発行機関に提出すること。）。なお、電子メール又は輸出入・港湾関連情報処理システム（本要綱において「NACCS」という。）による申請を行う場合にあつては、別添4によるものとする。

- ① インボイスの写し
- ② パッキング・リストの写し
- ③ 船荷証券（BL）又は航空貨物運送状（AWB）の写し
- ④ 官能検査等実施記録（オーストラリア向け輸出水産食品については別紙様式8-1又は8-2、オーストラリア向け輸出養殖等用飼料については別紙様式8-3。）
- ⑤ 別添6の4に規定する官能検査の検証を実施したことが確認できる書類を有する者は、直近の当該書類の写し

イ 証明書発行機関は、(1)に適合すると判断された場合には、以下の点に留意しつつ、オーストラリア向け輸出水産食品については別紙様式7-1又は7-2、オーストラリア向け輸出養殖等用飼料については別紙様式7-3の証明書様式に必要事項を記入の上、証明書原本に検査担当者が署名し、印章を押印した後に、原本を輸出者に速やかに発行するとともに、その写し及び当該証明書に係る別紙様式5-1、5-2又は5-3の申請書を保存する。

- ① 記載する用語については、英語記載とすること。
- ② 「Certificate number」については、証明書発行機関において独自に管理を行うこと。
- ③ 証明書に使用する用紙について、オーストラリア向け輸出水産食品にあつては加工流通課、オーストラリア向け輸出養殖等用飼料にあつては畜水産安全管理課の指示に従うこと。
- ④ オーストラリア向け輸出水産食品については、別添5に規定する検

査の結果及び別紙様式 5-1 又は 5-2 による輸出者からの申請に基づき、別紙様式 7-1 の「6. 動物衛生情報」の該当する項目又は別紙様式 7-2 の 6. の加工情報に該当する項目の□にのみチェック（レ）すること。

- ⑤ オーストラリア向け輸出養殖等用飼料については、別添 5 に規定する検査の結果及び別紙様式 5-3 による輸出者からの申請に基づき、別紙様式 7-3 の「6. 動物衛生情報」の該当する項目の□にのみチェック（レ）すること。

### (3) 証明書の返却等

- ア 輸出者は、予定していた輸出が中止になり証明書が不要になったときは、証明書発行前にあつては、オーストラリア向け輸出水産食品については別紙様式 6-1、オーストラリア向け輸出養殖等用飼料については別紙様式 6-2 の取消願を、発行を申請した証明書発行機関に提出すること。
- イ 既に証明書が発行されていたときにあつては、速やかに証明書原本を、アの取消願とともに発行を受けた証明書発行機関に返却すること。なお、この場合、証明書発行機関の長は、中止された輸出に関する証明書の返却が確認されるまで、当該輸出者に対して新たな証明書の発行を行わない。

### (4) 官能検査の強化

オーストラリアの動物衛生に関する法令に違反した旨の連絡をオーストラリア政府から受けるなど、輸出貨物に問題が発生した場合、証明書発行機関による輸出の都度の官能検査によって別添 5 に掲げる官能検査基準を満たしていることを確認すること。

ただし、問題点の原因究明及び改善措置について、証明書発行機関を通じ畜水産安全管理課及び加工流通課宛て報告し、問題点が改善されたと判断した場合にあつては、畜水産安全管理課及び加工流通課の指示により、官能検査の強化を解除することができる。

### (5) 証明書発行の停止

証明書発行機関は、次のいずれかの場合に該当するときは、畜水産安全管理課及び加工流通課と協議の上、当該輸出者に対する証明書の発行を停止することができる。

- ア 提出書類の記載内容が虚偽若しくは不実であると認められる場合又はその疑いがあるとき。
- イ 過去に交付を受けた証明書の不正使用が判明している輸出者からの申請であつて、当該輸出者に証明書を交付した際に証明書の適正使用が確保されないと判断されるとき。
- ウ その他相当の理由があると認められるとき。

## (6) 報告

証明書発行機関は、証明書発行について、オーストラリア向け輸出水産食品にあつては加工流通課の、オーストラリア向け輸出養殖等用飼料にあつては畜水産安全管理課の指示に従つて報告を行う。

## 6 その他

### (1) 認定施設責任者及び輸出者自らの管理

認定施設責任者及び輸出者はオーストラリアの規則及び条件について自ら情報収集を行うこと等により、オーストラリア向け輸出水産食品及び輸出養殖等用飼料に関する自主的な管理に努めるものとする。

### (2) 申請の審査に係る調査

証明書発行機関は、5（2）による申請の審査に当たり、必要に応じ、輸出者に対して5（2）に掲げる書類以外の資料の提出を求めること等により、オーストラリア向け輸出水産食品及び輸出養殖等用飼料が5（1）の要件を満たすかどうか調査することとする。

### (3) オーストラリア向け輸出水産食品及び輸出養殖等用飼料に係る施設の衛生に係る問題の対応

輸出者は、関連する施設の衛生に関して、食品監視安全課、都道府県等衛生部局、農林水産省、内閣府沖縄総合事務局又は都道府県畜産部局から指示があつたときは、その指示に従うものとする。